

訪問看護重要事項説明書

1 訪問看護ステーション サロンR 概要

(1)事業者・事業所の概要

事業者名称	一般社団法人健康支援ディアス
所在地	〒501-6006 岐阜県羽島郡岐南町伏屋4-141-2 Foresta.MⅡ B棟
代表者	代表理事 永井 知子
電話番号	090-6596-6285
ホームページ	https://diaz-salonr.jp/
事業所	訪問看護ステーション サロンR
事業所番号	2160690216
サービスを提供する地域	岐南町、笠松町、岐阜市、羽島市、各務原市の全域

(2)職員体制と職務内容

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者	看護師	1名		従事者の管理及び業務の 一元的な管理	1名
従業者	看護師	2.5名以上		訪問看護サービスの提供	2.5名以上

2 事業の目的と運営方針

当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、主治医の指示に基づいて適切な訪問看護を提供します。利用者が可能な限り住み慣れた居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身機能の維持・回復及び生活機能の維持又は向上を図ります。

事業の実施に当たっては、関係市町村、医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、相談支援事業所その他の関係機関と連携します。

3 営業日及び営業時間

(1)営業日・時間

営業日	平日 月～金（但し国民の祝日、12月29日から1月3日を除く）
休日	土・日・祝
営業時間	9時～18時 緊急時等は、必要に応じて営業時間外に対応する場合があります。

4 サービス提供内容

- ① 病状・障害及び健康状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事・排泄等の日常生活上の支援
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症の方への看護
- ⑧ 療養生活及び介護方法の指導・相談
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他、主治医の指示による医療処置
- ⑪ 精神科訪問看護指示書等に基づく精神科訪問看護(対象となる利用者)

5 利用料金 その他の費用

- (1)介護保険による訪問看護を利用する場合は、介護保険法その他関係法令に基づき、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた利用者負担額をお支払いいただきます。
- (2)医療保険による訪問看護を利用する場合は、健康保険法その他関係法令及び診療報酬・訪問看護療養費の定めにに基づく利用者負担額をお支払いいただきます。
- (3)通常の事業の実施地域を越えて訪問する場合は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり10円の交通費をいただきます。
- (4)死後の処置を行った場合は、10,000円をいただきます。
- (5)その他、保険給付の対象とならない費用が生じる場合は、事前に内容及び金額を説明し、同意を得た上で請求します。
- (6)当事業所では、訪問の中止又は変更に伴うキャンセル料はいただきません。変更又は中止する場合は、可能な限り事前にご連絡ください。

6 請求及び支払い方法

- ・利用料その他の費用は利用月ごとに計算し、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに請求します。
- ・請求月の20日までに、事業者指定口座への振込み、利用者指定口座からの自動振替又は現金払いによりお支払いください。支払い確認後、領収書を発行します。
- ・利用料金を3か月以上滞納し、支払いを催告したにもかかわらず30日以内に支払いがない場合は、契約書の定めにに基づき契約を終了することがあります。

7 サービスの利用開始・変更・終了

- (1)利用開始 主治医から交付された訪問看護指示書又は精神科訪問看護指示書等に基づき、利用者の心身の状態、生活環境及び意向等を踏まえて訪問看護計画書を作成し、その内容を利用者

又は家族等に説明し、利用者の同意を得た上で、訪問看護計画書を利用者に交付します。介護保険による訪問看護の場合は、居宅サービス計画等との整合を図ります。

(2)利用者からの終了 原則として1か月前までに文書でお申し出ください。急な入院等やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

(3)事業者からの終了 人員不足その他やむを得ない事情によりサービス提供を継続できない場合は、原則として1か月前までに文書で通知します。

(4)利用者の入院その他の事情により訪問看護を提供できない期間は、サービスを一時中止します。

(5)利用者が死亡した場合、その他法令上又は保険制度上サービス提供ができなくなった場合は契約を終了します。

(6)感染症、体調悪化、大雨、暴風、積雪その他の災害・悪天候等により訪問が危険又は困難と判断した場合は、サービスの中止又は日時変更をお願いすることがあります。

8 事故発生時の対応方法について

・利用者の病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医、家族等へ連絡し、主治医の指示を求める等の必要な措置を講じます。主治医、家族等の緊急連絡先は、当事業所のシステムに登録し適切に管理します。

・当事業所は損害賠償補償制度に加入しています。

9 苦情・相談窓口

事業者の窓口	所在地 岐阜県羽島郡岐南町伏屋4-141-2 Foresta.MⅡ B棟 電話番号 090-6596-6285 ファックス番号 058-203-0914 受付時間 平日 9:00～18:00
岐南町 保険年金課	所在地 羽島郡岐南町八剣7丁目107番地 電話番号 058-247-1341 開庁時間 平日 9:00～16:45
岐阜県運営適正化委員会	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県社会福祉協議会内 電話番号 058-278-5136 受付時間 平日 9:00～17:00
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課 苦情相談係	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内 電話番号 058-275-9826 受付時間 平日 9:00～17:00

10 記録の整備及び保持

- ・当事業所は、指定訪問看護の提供に関する記録を適切に整備します。
- ・訪問看護記録その他サービス提供に関する記録は、当該記録を整備した日から5年間保存します。
- ・ただし、法令等によりこれを上回る保存期間が定められている場合は、その期間保存します。

11 虐待防止及び身体的拘束等について

- ・当事業所は、利用者の人権及び尊厳を尊重し、虐待の発生又は再発の防止に必要な措置を講じます。虐待又は虐待が疑われる状況を把握した場合は、利用者の安全確保を優先し、必要に応じて市町村、地域包括支援センターその他関係機関へ相談・通報します。
- ・また、利用者又は他者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。緊急やむを得ず実施する場合は、その態様・時間、利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由等を記録します。

12 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施 無

直近の実施年月日 該当なし

評価機関名 該当なし

評価結果の開示状況 該当なし